株式交換に係る事後開示書面

（会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号
及び会社法施行規則第 190 条に定める書面）

2023 年 1 月 31 日

パス株式会社
株式会社 RMDC

株式交換に係る事後開示書面

2023 年 1 月 31 日

東京都渋谷区神宮前六丁目 17 番 11 号
パス株式会社
代表取締役　高橋　勇造

東京都中央区京橋一丁目 3 番 2 号
株式会社 RMDC
代表取締役　都築　信耶

パス株式会社（以下「パス社」といいます。）及び株式会社 RMDC（以下「RMDC 社」といいます。）は、2022 年 12 月 20 日付で締結した株式交換契約（以下「本件株式交換契約」といいます。）に基づき、2023 年 1 月 31 日を効力発生日として、パス社を株式交換完全親会社とし、RMDC 社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本件株式交換」といいます。）を行いました。

本件株式交換に関する会社法 794 条 1 項 2 号、801 条 3 項 3 号及び会社法施行規則 190 条により開示すべき事項は、次のとおりです。

なお、本件株式交換は、当社においては会社法 796 条 2 項に定める簡易株式交換に該当します。

1　本件株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則 190 条 1 項）

2023 年 1 月 31 日

2　株式交換完全子会社における会社法 784 条の 2、785 条、787 条及び 789 条の規定による手続の経過（会社法施行規則 190 条 2 号）

(1)　会社法 784 条の 2（本件株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過

本件株式交換の差止請求を行った RMDC 社の株主はおりませんでした。

(2)　会社法 785 条（株式買取請求）の規定による手続の経過

株式の買取請求を行った RMDC 社の株主はおりませんでした。

(3)　会社法 787 条（新株予約権買取請求）及び 789 条（債権者異議）の規定による手続の経過

該当事項はありません。

3　株式交換完全親会社における会社法 796 条の 2、797 条及び 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則 190 条 3 号）

(1)　会社法 796 条の 2（本件株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過

該当事項はありません。

(2)　会社法 797 条（株式買取請求）の規定による手続の経過

該当事項はありません。

(3)　会社法 799 条（債権者異議）の規定による手続の経過

該当事項はありません。

4　本件株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則 190 条 4 号）

本件株式交換により、パス社に移転した RMDC 社の株式の数は 900 株です。

5　その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則 190 条 5 号）

(1)　パス社は、会社法 796 条 2 項の規定に基づき、簡易株式交換の手続により株主総会の承認を得ずに本件株式交換を行いました。なお、会社法 796 条 3 項の規定に基づき本件株式交換に反対する旨を通知したパス社の株主はおりませんでした。
(2)　RMDC 社は、会社法 783 条 1 項の規定により、2022 年 12 月 20 日開催の臨時株主総会の決議によって、本件株式交換契約の承認を得ております。
(3)　パス社は、本件株式交換が効力を生ずる時点の直前時の RMDC 社の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有する RMDC 社の株式 1 株に対してパス社の株式 1,883.24 株の割合をもってパス社の普通株式を割当て交付しました。パス社が交付

した株式の総数は 1,694,916 株です。

(4)　本件株式交換により増加するパス社の資本金、資本準備金及び利益準備金は以下のとおりです。

①　資本金　　０円

②　資本準備金　　会社計算規則 39 条に従いパス社が別途定める額

③　利益準備金　　０円

以上